# 平成 2 6 年度 特別調整交付金(結核・精神)資料作成業務仕様書

#### 1 目 的

鳥取県後期高齢者医療広域連合(以下「甲」という。)は、受託者(以下「乙という。)に診療報酬明細書等から結核性疾病及び精神病に係る額を抽出・点検等を実施し、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令(以下「省令」という。)に基づく申請関係諸表の作成までに関する業務を委託する。

#### 2 委託期間

契約締結日から平成27年3月16日まで

#### 3 業務内容

(1) 件数

委託対象となる診療報酬明細書等

約 180,000 枚/基準月(1か月分)、約 198,000 枚/残月分(11か月分)

(2) 点検等内容

基準月分(1か月分)

基準月分の診療報酬明細書等から結核性疾病及び精神病に係る額を抽出・点検等を行う。

ただし、結核性疾病及び精神病とは、原則、以下のとおりとする。

結核性疾病 社会保険表章用疾病分類表の疾病分類コード I 感染症及び寄生虫症の結核をいう。

精神病 社会保険表章用疾病分類表の疾病分類コードV精神及び行動の障害に該当する疾病をいう。

残月分(11か月分)

基準月分の抽出・点検等から、省令等の基準に該当した市町村の残月分の診療報酬明細書等から基準月分に定める業務を行う。

(3) 点検等結果の報告

基準月分の抽出・点検等の結果を報告する。

また、残月分の抽出・点検等の結果を必要に応じ、報告する。

(4) 申請関係諸表の作成

全月分の抽出・点検等の終了後、省令に基づく、申請関係諸表の作成を行う。

- (5) その他
  - (2) に定める基準月分の抽出・点検等の結果、省令等の基準に該当しない場合は、 当業務は完了したものとする。

なお、必要に応じ、国等のヒアリング等に立ち会うことする。

## 4 委託料の算定

3 業務内容を基に委託料を算定することとし、契約書には 基準月分の診療報酬明細書等の抽出・点検等に係る1か月分の単価、残月分の診療報酬明細書等の抽出・点検等に係る診療報酬明細書等11か月分を定めることとする。

そのため、業務数量の変更による単価変更はしない。

なお、プログラムの作成等その他の費用は乙の負担とする。

### 5 個人情報保護

業務を実施するための個人情報の取扱いについては、関係諸法令並びに契約時に取り交わす別紙「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守することとする。

作業場所は、個人情報を扱う上で十分なセキュリティー設備を備えていることとする。